

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 福島県議会定例会を招集する件 五五三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件四件 五五二
- 道路の供用を開始する件 五五三

告示

福島県告示第七百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和七年十二月九日福島市に招集する。

令和七年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

（総務課）

福島県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十一月二十五日から令和八年三月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七十九番地ほか
- 二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
（変更前）株式会社イオンフォレスト

代表取締役 福本 剛史

（変更後）ザポデイショップジャパン株式会社

代表取締役 倉田 浩美

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 令和二年十月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和二年十月二十九日

四 届出年月日

令和七年十一月十一日

五 届出をした者

イオンモール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十一月二十五日から令和八年三月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七十九番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）ザポデイショップジャパン株式会社

代表取締役 倉田 浩美

（変更後）ザポデイショップジャパン株式会社

代表取締役 イアン・マーティン・ビックリー

三 変更した年月日

令和六年一月十九日

四 届出年月日

令和七年十一月十一日

五 届出をした者

イオンモール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十一月二十五日から令和八年三月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七十九番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）イオンモール株式会社

代表取締役 岩村 康次

（変更後）イオンモール株式会社

代表取締役 大野 恵司

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）ザボディショップジャパン株式会社

代表取締役 イアン・マーティン・ビツクリー

（変更後）ザボディショップジャパン株式会社

代表取締役 カスパール・フリードリヒ・トラウトヴァイン

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 令和六年五月二十三日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 令和六年五月二十七日

四 届出年月日

令和七年十一月十一日

五 届出をした者

イオンモール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十一月二十五日から令和八年三月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七十九番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の名称、住所又は代表者の氏名の変更 三十九件、小売業を行う者の出店十件、小売業を行う者の退店 十二件）

三 届出年月日

令和七年十一月十一日

四 届出をした者

イオンモール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道田村安積線	郡山市田村町守山字小性町一六五番一地从先から 同 市田村町山中字江下四五番一 地先まで	令和七年十一月二五日

（道路計画課）